

## 飼料作物における利用供給協定書

(目的)

第1条 飼料作物の取組

(実施の主体)

第2条 飼料作物を生産する者、畜産を経営する者は以下のとおりとする。

飼料作物を生産する者： \_\_\_\_\_

畜産を経営する者： \_\_\_\_\_

(ほ場の場所)

第3条 ほ場の場所及び面積は別紙のとおりとする。

(協定締結期間)

第4条 協定締結日から \_\_\_\_年 \_\_\_\_月までの \_\_\_\_年間とする。

(役務と対価)

第5条 飼料作物の条件（作業分担及び品代・経費の負担）

--

(その他)

第6条 協定の変更はその都度協議する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、各々1通保管することとする。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

甲（飼料作物を生産する者）

氏名： \_\_\_\_\_ 印

住所： \_\_\_\_\_

乙（畜産を経営する者）

氏名： \_\_\_\_\_ 印

住所： \_\_\_\_\_